

平成26年3月12日  
人事・恩給局長決定

恩給法に規定する「成年の子」の生活資料に関する認定基準額について

- 恩給法第65条第3項、第74条及び第75条第3項に規定する「成年の子」の生活資料に関する認定基準額は、260万円とする。  
なお、認定基準の判定額については、合計所得金額から雑所得を差し引いた額に、公的年金等（障害年金を含む。）の収入を加えて得られる額とする。
  
- 適用期日 平成26年4月1日
  
- 経過措置等
  - （1）平成26年4月1日において、現に扶助料を受ける「成年の子」及び傷病恩給又は扶助料の加給者（加算者）となっている「成年の子」に係る認定基準額については、なお従前の例による。
  
  - （2）本認定基準額は、今後、5年経過後に社会経済情勢等を総合的に勘案しつつ改定の検討を行い、適切な措置を講じるものとする。